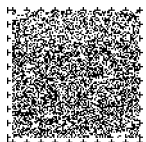


案内図



交通案内

- ★ JR大森駅西口下車徒歩20分
- ★ バス（東急バス）
- ① JR京浜東北線大森駅西口より
池上駅行き、蒲田駅行き、洗足駅行き、上池上循環（外回り）、荏原町駅入口行き 「大田文化の森」下車
- ② 東急池上線池上駅より
大森駅行き、大井町駅行き、品川駅行き、上池上循環（内回り）「大田文化の森」または「入新井第四小学校」下車
- ③ 東急大井町線荏原町駅より
大森駅行き、蒲田駅行き 「大森日赤前」下車
- ④ JR京浜東北線・東急池上線・東急多摩川線
蒲田駅西口より
大井町駅行き、品川駅行き、荏原町駅入口行き
「大田文化の森」または「入新井第四小学校」下車



さぼーとびあ 地域交流支援部門

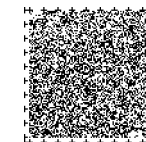
施設の貸し出し



大田区立障がい者総合サポートセンター
（さぼーとびあ）施設の貸し出し担当

〒143-0024
大田区中央4丁目30番11号

TEL：03-5728-9432
FAX：03-5728-9437



施設の貸し出し

<1>利用の目的

障がい者(児)の諸活動の促進、福祉の向上及び障がいに関する理解啓発並びに地域交流を図る活動

<2>利用できる施設

施設名	広さ	定員
3階 集会室(一体利用)	107㎡	54人
3階 集会室1(分割利用)	49㎡	24人
3階 集会室2(分割利用)	58㎡	30人
5階 多目的室(一体利用)	185㎡	144人
5階 多目的室1(分割利用)	80㎡	42人
5階 多目的室2(分割利用)	77㎡	36人

<3>利用時間

区分	利用時間
午前区分	9時から12時まで
午後区分	13時から17時まで
夜間区分	18時から21時30分まで

<4>利用の手続き

どなたでもご利用できます。障がい者総合サポートセンター施設利用申請書の提出をお願いします。申請書は区HPからも取り出せます。事前にお電話等で施設の空き状況を確認した上で、申請書をサポートセンターにご提出ください。

● F A X、メールでも受け付けます。

<5>利用の申込受付期間

利用日の属する月の1月前の月の初日から受け付けます。なお、下記のとおり優先的に申請を受け付ける場合がありますので、事前にご相談ください。

サポートセンターが 共催・協賛・後援 する事業及び特に必要と認めた事業のために使用する団体	使用しようとする日の属する月の12か月前の月の初日から
事前に区に対して 障がい者団体 登録を行った団体	使用しようとする日の属する月の3か月前の月の初日から

※「障がい者団体」とは？

- ① 概ね20名以上の会員
- ② 代表者は区内在住
- ③ 構成人員の80%以上が区内在住者で構成
- ④ 会則を規定し、日常的・継続的に障がい者福祉の向上のため活動を行う団体

<6>物品の貸し出し
施設の利用と合わせ、右の備品を貸し出しすることができます。ご希望の際には、利用申請時に合わせてお申し出ください。

<7>利用料

全て無料です。

<8>鍵の受け渡し

1階事務室で、利用承認書と引き換えにお渡しします。

貸出備品
① 室内設置の音響設備等 (一体利用時に限る)
② 書画カメラ(OHC)
③ スクリーン
④ 磁気ループ (集会室・多目的室に敷設)
⑤ 磁気ループ(携帯型)
⑥ 磁気ループ専用受信機
⑦ ヨガマット
⑧ ポータブルマイク
⑨ プロジェクター
⑩ ピアノ (多目的室利用時に限る。移動不可)
⑪ ボッチャ
⑫ 食器・茶器類
⑬ 卓球台(多目的室利用時に限る)
⑭ ステージ(多目的室利用時に限る)

●【集会室・多目的室をご利用されるみなさまへ】

1. 障がい者団体登録は、障がい者総合サポートセンター3階地域交流支援部門窓口及び大田区役所本庁舎1階障害福祉課窓口で行っております。
2. 集会室・多目的室は、サポートセンターの主催事業で使用したり、空室の場合は、サポートセンターの会議室として兼用する場合がありますので、ご了承ください。
3. 飲食を伴う活動の際には、利用申請をされる際に担当までご相談ください。
4. 集会室・多目的室において、広く不特定多数の参加者を呼びかける催し物等を開催する場合には、サポートセンターの共催・協賛・後援を必要としますので、必ず事前にご相談ください。
5. 大きな音が出る場合やにおいが出る場合は、サポートセンターの事業に支障が出るだけでなく、近隣にお住まいの方々の迷惑にもなりますので、利用をお断りいたします。

● 多くのみなさまに気持ち良く使っていただくため、ご協力よろしくお願ひいたします。

